

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：公害対策費

事業名 ダイオキシン類汚染状況監視事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 水環境係 電話番号：058-272-1111（内2989）

E-mail : c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事 業 費 8,595 千円 （前年度予算額： 3,792 千円）

<財源内訳>

| 区分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-------|-----------|-------------|-------------|---------|-------|-------|-----|---------|
| | | 国 庫 支 出 金 | 分 担 金 負 担 金 | 使 用 料 手 数 料 | 財 産 収 入 | 寄 附 金 | そ の 他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 3,792 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,792 |
| 要求額 | 8,595 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8,595 |
| 決定額 | 8,595 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8,595 |

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

平成11年度に制定された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気、河川水、河川底質、土壤及び地下水に含まれる環境中のダイオキシン類の汚染状況について、常時監視を実施している。

(2) 事業内容

ダイオキシン類による汚染状況を継続的に測定するため、令和5年度は大気、河川水、河川底質、土壤及び地下水の5媒体について、15地点において、採取された計24検体の分析業務を委託する。

媒体別検体数の内訳は次のとおりである。

| | | | | | |
|------|------|------|-----|------|------|
| 大気 | 3 地点 | 6 検体 | 河川水 | 3 地点 | 9 検体 |
| 河川底質 | 3 地点 | 3 検体 | 土壤 | 3 地点 | 3 検体 |
| 地下水 | 3 地点 | 3 検体 | | | |

令和4年度まで検体採取は民間委託、分析は保健環境研究所において実施していたが、保健環境研究所が所有する分析機器は購入後22年が経過しており、老朽化が進んでいるうえ、令和4年度で全部品の製造が終了し、修理部品の供給がなくなるため、当該機器による分析の精度が担保できなくなるため、令和5年度からは検体の採取から分析までを民間委託する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県10/10

ダイオキシン類対策特別措置法第二十六条により、ダイオキシン類による汚染の状況の常時監視については、知事が行わなければならない（法定受託事務）。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|--------|-----------------|
| 需用費 | 13 | 自動車ガソリン代 |
| 役務費 | 2 | 郵便、電話代 |
| 委託料 | 8, 580 | 検体採取業務及び分析業務委託料 |
| 合計 | 8, 595 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

当県、岐阜市及び国土交通省中部地方整備局のそれぞれの常時監視計画を取りまとめ、ダイオキシン類常時監視計画を策定し、ダイオキシン類対策特別措置法第27条第1項に基づき国土交通省中部地方整備局長及び岐阜市長と協議を行ったうえで調査を実施する。

(2) 国・他県の状況

国及び地方公共団体により、それぞれダイオキシン類環境調査が実施されている。

<令和2年度実績>

| | | |
|---------|------------|---------------------------------------|
| 大気 | : 614地点 | (1, 745検体) |
| 公共用水域水質 | : 1, 411地点 | (1, 818検体) うち河川1, 107地点 (1, 818検体) |
| 公共用水域底質 | : 1, 178地点 | (1, 251検体) うち河川918地点 (988検体) |
| 土壤 | : 493地点 | (505検体) |
| 地下水 | : 773地点 | (773検体) |

(3) 後年度の財政負担

毎年実施する業務のため継続して予算要求していく。

(4) 事業主体及びその妥当性

ダイオキシン類対策特別措置法第26条により、ダイオキシン類による汚染の状況の常時監視については、知事が行わなければならない。（法定受託事務）

事 業 評 價 調 書 (県単独補助金除く)

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

県内の大気、水質（河川水、河川底質、地下水）及び土壌におけるダイオキシン類による汚染状況を継続的に把握し、対策の推進及び県民の不安を解消することを目標とする。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 (R) | R3年度 実績 | R4年度 目標 | R5年度 目標 | 終期目標 (R) | 達成率 |
|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|--------------|-----|
| ①環境基準適合率<地点数> | 斜線 | 93% 14/15 | 100% 15/15 | 100% 15/15 | 100% | 93% |

○指標を設定することができない場合の理由

(これまでの取組内容と成果)

| | |
|-------|---|
| 令和2年度 | 環境中におけるダイオキシン類の濃度の監視、汚染状況の実態把握及び公表を行った。 令和2年度は5媒体（大気、河川水、河川底質、地下水及土壤）について、24地点（33検体）の分析を行った。 なお、過去に水質の環境基準を超過した河川については、追跡調査（河川水及び河川底質）を行った。 令和2年度は、いずれの媒体についても環境基準に適合し、概ね良好な結果が得られた。 |
| | 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ % |
| 令和3年度 | 環境中におけるダイオキシン類の濃度の監視、汚染状況の実態把握及び公表を行った。 令和3年度は5媒体（大気、河川水、河川底質、地下水及土壤）について、15地点（21検体）の分析を行った。 なお、過去に水質の環境基準を超過した河川については、追跡調査（河川水及び河川底質）を行った。 令和3年度は、河川水について1地点で環境基準超過が見られたが、その他4媒体はすべての地点において環境基準に適合し、概ね良好な結果が得られた。 |
| | 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ % |

| | |
|-----------------------|----------------------------------|
| 令 和 4 年 度 | 令和6年度当初予算にて追加 |
| | 指標① 目標：____ 実績： ____ 達成率： ____ % |

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

| | |
|---|---|
| (評価) 2 | 大気、水質及び土壤のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視することは法定受託事務である。 |
| ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) | |
| 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない | |
| (評価) 2 | ダイオキシン類による汚染の状況を継続的に測定・把握できている。また、過去に環境基準を超過した地点については、追跡調査を行うなどの対策が講じられている。 |
| ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) | |
| 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている | |
| (評価) 1 | 河川水については、過去の測定値が環境基準値の3割を超える比較的高い濃度を示す地点は5年毎、基準値の3割未満の地点は10年毎に調査を実施するなど効率化を図っている。 また、特定の地域に偏らないように地点を選定している。 |

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

羽島市の桑原川では、平成12、14、19、20年度に、海津市の津屋川では、平成16、19、20年度、令和3年度に水質の環境基準を超過した。他地点と比較し、環境基準値に近い数値で推移している傾向にあるため、追跡調査を行い原因究明及び対策が必要である。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

ダイオキシン類の環境基準適合状況は、概ね良好であるが、今後も「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、継続的に測定・把握し、対策の推進を図っていく必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|----------------------------|-------|
| 組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課 | 【〇〇課】 |
| 組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など | |